

事務連絡  
令和4年9月12日

島根県内各団体の長 殿

島根労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和2年に56.6%と、前年より0.3ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）等で掲げられている、令和7年までに取得率を70%とする政府目標とは、大きな乖離があります。また、島根県における年休の取得率は令和2年度54.5%と全国平均を下回っているところです。

年休取得促進のため、厚生労働省では、平成31年4月から施行されている改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく年5日の年休の確実な取得の周知を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行う等、年休取得促進に向けた機運の醸成を図っているところです。

年休の取得促進は、働く人にとっては、心身の健康保持・増進、会社にとっては、生産性向上や企業イメージの向上につながることはもとより、四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれた島根県で、年休を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため島根労働局では、地域が一体となって年休の取得促進に取り組むことを目的として、地域の特色を活かしたポスター及びリーフレットを作成し、当該ポスター等を活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>

(担当) 島根労働局雇用環境・均等室

TEL:0852-31-1161 (内線 5131) 山尾